## 昭和四十六年政令第百八十八号 水質汚濁防止法施行令

び附則第六項の規定に基づき、この政令を制定す 合を含む。)、第十八条、第二十一条第四項、第二 十二条第一項、第二十四条第三項、第二十八条及 二条第二項(第十三条第二項において準用する場 百三十八号)第二条第二項、第三条第三項、第十 内閣は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第

第一条 水質汚濁防止法 (以下「法」という。) 第二条第二項の政令で定める施設は、 に掲げる施設とする。 別表第一

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物 質は、次に掲げる物質とする。 カドミウム及びその化合物

シアン化合物

チオノベンゼンホスホネイト ルジメトン)及びエチルパラニトロフエニル ルカプトエチルチオホスフエイト(別名メチ メチルパラニトロフエニルチオホスフエイト ルチオホスフエイト(別名パラチオン)、ジ (別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメ 有機燐化合物(ジエチルパラニトロフエニ (別名EP

鉛及びその化合物 六価クロム化合物

水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 砒素及びその化合物 ポリ塩化ビフェニル 2

テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ジクロロメタン

四塩化炭素 ・一―ジクロロエチレン ・ニージクロロエタン ・二―ジクロロエチレン

テトラメチルチウラムジスルフイド ・三―ジクロロプロペン ・一・二―トリクロロエタン ・一・一―トリクロロエタン (別

一十一 S—四—クロロベンジル=N・N—ジ ノ) — s — トリアジン (別名シマジン) 名チウラム) エチルチオカルバマート(別名チオベンカル 二―クロロ―四・六―ビス(エチルアミ

> ほう素及びその化合物 セレン及びその化合物 ベンゼン

二十五 一酸化合物及び硝酸化合物 アンモニア、アンモニウム化合物、 ふつ素及びその化合物

塩化ビニルモノマー

二十八 一・四―ジオキサン (水素イオン濃度等の項目)

第三条 法第二条第二項第二号の政令で定める項 目は、次に掲げる項目とする。 水素イオン濃度

二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要

浮遊物質量

六 五 四 フエノー ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ル類含有量

銅含有量 亜鉛含有量

溶解性鉄含有量

クロム含有量 溶解性マンガン含有量 大腸菌群数

をもたらすおそれがある場合として環境省令 で定める場合におけるものに限る。第四条の トン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖 二において同じ。) 窒素又は燐の含有量(湖沼植物プランク

なければならない。 ようとするときは、関係行政機関の長に協議し (指定地域特定施設) 環境大臣は、前項第十二号の環境省令を定め

第三条の二 法第二条第三項の政令で定める施設 算定方法により算定した処理対象人員が二百一 百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する は、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三 (指定物質) 人以上五百人以下のし尿浄化槽とする。

第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質 ホルムアルデヒド 次に掲げる物質とする。

ヒドロキシルアミン

ヒドラジン

過酸化水素

七六五四 水酸化ナトリウム 塩化水素

アクリロニトリル

亜 十二 二硫化炭素 アクリル酸 アクリルアミド 酢酸エチル 次亜塩素酸ナトリウム

水酸化カリウム

十四 メチル―ターシヤリ―ブチルエーテル (別名MTBE)

ホスゲン

クロルスルホン酸 一・二―ジクロロプロパン

クロロホルム 塩化チオニル

一十四 ジメチルエチルスルフイニルイソプロ 一十二 クロルピクリン ピルチオホスフエイト(別名オキシデプロホ (別名ジクロルボス又はDDVP) りん酸ジメチル=二・二―ジクロ 硫酸ジメチル

二 十 五 ス 又 は E S P トルエン

二十七 二十六 スチレン エピクロロヒドリン

二十九 パラージクロロベンゼン 十八 キシレン

三十 N―メチルカルバミン酸二―セカンダリ B P M C ―ブチルフエニル(別名フエノブカルブ又は

三十一 三・五―ジクロロ―N― (一・一―ジ 三十二 テトラクロロイソフタロニトリル 名プロピザミド) メチル―二―プロピニル)ベンズアミド (別

三十三 チオりん酸〇・〇―ジメチル― 名クロロタロニル又はTPN) エニトロチオン又はMEP) (三―メチル―四―ニトロフエニル) (別名フ Ó

三十四 チオりん酸S―ベンジル―O・O―ジ イソプロピル(別名イプロベンホス又はIB

ロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラ三十五 一・三―ジチオラン―二―イリデンマ

三十六 チオりん酸〇・〇―ジエチル―〇― 一十七 チオりん酸〇・〇―ジエチル―〇 ミジニル)(別名ダイアジノン) (五―フエニル―三―イソオキサゾリル)(別 (二―イソプロピル―六―メチル―四―ピリ

三十九 チオりん酸〇・〇―ジエチル―〇 三十八 四―ニトロフエニル―二・四・六―ト リクロロフエニルエーテル(別名クロルニト ロフエン又はCNP)

四十 フタル酸ビス (二―エチルヘキシル) (別名クロルピリホス) (三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル)

四十一 エチル= (Z) —三— [N—ベンジル ―N― [[メチル (一―メチルチオエチリデ アミノ』プロピオナート(別名アラニカル ンアミノオキシカルボニル)アミノ』チオ

四十二 一・二・四・五・六・七・八・八一才 デン(別名クロルデン) クタクロロー二・三・三a・四・七・七a― ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―イン

四四四十十十五四三 四十七 四十六 塩素酸及びその塩 モリブデン及びその化合物 ニツケル及びその化合物 アルミニウム及びその化合物 アンチモン及びその化合物

五十 クロム及びその化合物 (六価クロム化合 物を除く。) 臭素酸及びその塩

五十一 五十二 マンガン及びその化合物

五十三 銅及びその化合物鉄及びその化合物

亜鉛及びその化合物

五十四四

五十六 一・三・五・七―テトラアザトリシク 五十五 ロ[三・三・一・一・」デカン(別名へキサ フエノール類及びその塩類

メチレンテトラミン)

五十八 ペルフルオロオクタン酸(別名P五十七 アニリン A)及びその塩

六十 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びそ 五十九 ペルフルオロ (オクタン―一一スル の塩 ン酸)(別名PFOS)及びその

第三条の四 は、 原油 次に掲げる油とする。 法第二条第五項の政令で定める油

重油 潤滑油

揮発油 灯

(貯油施設等) 動植物油

第三条の五 前条の油を貯蔵する貯油施設 次に掲げる施設とする。 法第二条第五項の政令で定める施設

第四条 法第三条第三項の政令で定める基準は (排水基準に関する条例の基準) 前条の油を含む水を処理する油水分離施設

基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境 おける農用地の土壌の同法第二条第三項の特定三条第一項の規定により指定された対策地域にする法律(昭和四十五年法律第百三十九号)第定による条例(農用地の土壌の汚染防止等に関が定められているときは、法第三条第三項の規が定められていると 要かつ十分な程度の許容限度を定めることとす においては、水質環境基準が維持されるため必 準を基準とせず定められる条例の規定を除く。) 有害物質による汚染を防止するため水質環境基 一項の基準(以下「水質環境基準」という。)

(指定項目、 指定水域及び指定地域)

水域は、いずれも次の表の上欄に掲げるとおり有量とし、当該項目ごとの同項の政令で定める項目は、化学的酸素要求量及び窒素又は燦の含項目は、化学的酸素要求量及び窒素又は燦の含いない。 とし、同項の政令で定める地域は、当該水域ご とにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとす

線及び陸岸により囲まれた海域 館山市洲埼から三浦市剱埼まで引いた別 引いた線及び陸岸により囲まれた海 |愛知県伊良湖岬から三重県大王埼まで|別 域第二号に 第一号に 掲げる区 掲げる区 表第一 表第一

|見埼まで引いた線並びに陸岸により囲 |瀬埼まで引いた線、同埼から福岡県妙 媛県高茂埼から大分県鶴御埼まで引い掲げる 前島を経て蒲生田岬まで引いた線、 た線、山口県特牛灯台から同県角島通域 和歌山県日ノ御埼から徳島県伊島及び別 表第二 愛第三号に

第四条の三 (法第四条の二第二項第二号に掲げる総量) 当該指定地域における人口及び産業の二 法第四条の二第二項第二号に掲げる

> 負荷量につき、目標年度において見込まれる汚 ととした場合に、当該指定水域に流入すると見 勘案し、実施可能な限度において削減を図るこ 及び汚水又は廃液の処理施設の設置の状況等を 措置を考慮して、目標年度において公共用水域 込まれる水の汚濁負荷量の総量を算定すること 水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備 に排出されると見込まれる水の発生源別の汚濁 発生源別の汚濁負荷量の削減のために採られた 動向その他の自然的、社会的条件を基礎とし、

(有害物質貯蔵指定施設) により求めるものとする

第四条の四 法第五条第三項の政令で定める指定 を貯蔵する指定施設とする。 施設は、第二条に規定する物質を含む液状の物

(法第十二条第二項の政令で定める施設)

第五条 法第十二条第二項 (法第十三条第二項に 施設は、別表第三に掲げるとおりとする。 おいて準用する場合を含む。)の政令で定める (緊急時)

第六条 法第十八条の政令で定める場合は、 る。 状態が相当日数継続すると認められる場合とす 当する程度)をこえる状態が生じ、かつ、その 基準において定められた水質の汚濁の程度に相 質の汚濁にあつては、当該物質に係る水質環境 当する程度(第二条各号に掲げる物質による水 おいて定められた水質の汚濁の程度の二倍に相 変化その他これに準ずる自然的条件の変化によ に規定する区域について、異常な渇水、潮流の 公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準に 同条

第七条 法第二十一条第二項の政令で定める基準 (法第二十一条第二項の政令で定める基準)

名する職員(次号において「国の関係地方行 務を行う臨時委員その他の特別の委員に、国 ること 政機関の長等」という。)を含むことができ の関係地方行政機関の長又はこれらの者の指 を組織する委員又は当該委員とともにその事 において「審議会等」という。)が法第二十 る審議会その他の合議制の機関(以下この条 条第一項の事務を行う場合には、審議会等 環境基本法第四十三条の規定により置かれ 次に掲げるものとする。

議制の組織を置く場合には、 る事項について調査審議する部会その他の合 審議会等に法第二十一条第一項の事務に係 当該合議制の組

> 含むことができること。 織の委員に、国の関係地方行政機関の長等を

(報告及び検査)

第八条 環境大臣又は都道府県知事は、 二条第一項の規定により、特定事業場の設置者 第二項第八号の環境省令で定める事項について 透の方法並びに法第五条第一項第九号及び同条汚染状態及び量を含む。)、特定地下浸透水の浸 定事業場に係る場合にあつては、排水系統別の法、排出水の汚染状態及び量(指定地域内の特し、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方 項において同じ。)又は設置者であつた者に対 報告を求めることができる。 定地下浸透水を浸透させる者に限る。以下この (当該特定事業場から排出水を排出し、又は特 法第二十

2 第三項第六号の環境省令で定める事項について 当する者を除く。以下この項において同じ。) 物質貯蔵指定事業場の設置者(前項の規定に該 第一項の規定により、特定事業場若しくは有害 報告を求めることができる。 害物質貯蔵指定施設の使用の方法及び法第五条 又は設置者であつた者に対し、特定施設又は有 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条

3 蔵指定事業場の敷地内の土壌及び地下水並びにて貯蔵する物、当該特定事業場又は有害物質貯 第一項の規定により、その職員に、特定事業場 関係帳簿書類を検査させることができる。 て使用する原料、有害物質貯蔵指定施設におい 施設並びにこれらの関連施設、特定施設におい 施設及び汚水等の処理施設、有害物質貯蔵指定 又は有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条

4 の規定による検査は、法第二十三条第一項に規・第一項又は第二項の規定による報告及び前項 られる場合に行うものとする。 三項の規定による権限の行使に関し必要と認め 項若しくは第二項、第十八条又は第二十三条第 十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第 定する特定施設又は指定施設に関しては、法第 項、第十三条の三第一項、第十四条の三第一

5 (公共用水域の管理を行う者) 表第四に掲げる施設を設置する者とする。 法第二十二条第二項の政令で定める者は、 別

第九条 法第二十四条第三項の政令で定める者 第百条第一項の規定により指定された河川 次に掲げるとおりとする。 (昭和三十九年法律第百六十七号) 0

管理を行う市町村長

二 公共下水道管理者(下水道法(昭和三十三 規定する公共下水道の管理者を除く。)及び 項に規定する都市下水路管理者をいう。) 都市下水路管理者(下水道法第二十七条第一 公共下水道管理者をいい、法第二条第一項に 年法律第七十九号)第四条第一項に規定する 漁港管理者(漁港及び漁場の整備等に関す

二十五条の規定により決定された地方公共団 体をいう。) 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百

る法律(昭和二十五年法律第百三十七号)第

を行う都道府県知事及び農林水産大臣 十三号)第十七条に規定する保護水面の管理

五 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五 号)に基づき農業用用排水施設の管理を行う 都道府県、市町村及び土地改良区

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属す 市の長等に関する規定として指定都市の長等に 条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百 る事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法 務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都 おいては、法及びこの政令中前段に規定する事 等」という。)が行うこととする。この場合に 島市の長(以下この条において「指定都市の長 川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳 五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに市 適用があるものとする。 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二

理に関する事務 第一項から第三項までの規定による届出の受 条第三項、第十四条第三項及び第十四条の二 法第五条から第七条まで、第十条、第十一

三第一項及び第二項並びに第十八条の規定に 三第一項、第十四条の二第四項、 び第三項、第十三条の二第一項、 法第八条、第八条の二、第十三条第一項 よる命令に関する事務 第十四条 第十三条

三 法第九条第二項の規定による同条第 期間の短縮に関する事務 項

び勧告に関する事務 法第十三条の四の規定による指導、 助 言及

び同条第二項の規定による報告に関する事務 法第十五条第一項の規定による常時監視及 法第十七条第一項の規定による公表に関す

立入検査に関する事務 る報告の徴収並びに同条第一項の規定による 法第二十二条第一項及び第二項の規定によ

る通知の受理に関する事務 する事務 法第二十三条第三項の規定による要請に関 法第二十三条第二項及び第四項の規定によ

法第二十三条第五項の規定による協議に関

の規定による意見の聴取に関する事務 求め、又は意見を述べること及び同条第三項 法第二十四条第二項の規定による協力を

#### 則

(施行期日)

施行する。 この政令は、 昭和四十六年六月二十四日から

等の廃止) (公共用水域の水質の保全に関する法律施行令

2 令第三百八十八号)は、廃止する。 等の規制に関する法律施行令(昭和三十四年政(昭和三十四年政令第二十一号)及び工場排水 公共用水域の水質の保全に関する法律施行令

### 附 則 一九号) (昭和四六年六月三〇日政令第二

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 昭和四十六年七月一日 から

四六号) 則 (昭和四七年九月二八日政令第三

この政令は、 昭和四十七年十月一日から施行

九号) 附 則 昭和四八年五月七日政令第一二

この政令は、 昭和四十八年五月十日から施行

附

則

(昭和四九年四月一七日政令第一

この政令は、 三〇号) 昭和四十九年五月一日 から施行

する。 則 (昭和四九年一一月一二日政令第

この政令は、 三六三号 昭和四十九年十二月一日から施

行する。

号 附 〈昭和五〇年二月三日政令第一三

2

る。

この政令は、

昭和五十年三月一日から施行す

る実施の制限を受けている者については、当該

第四条 第一条の規定による瀬戸内海環境保全臨

時措置法施行令の改正により特別措置法第五条

定施設につき水質汚濁防止法第九条の規定によ

甲区域において、この政令の施行の際現に特

制限を受けている間は、特別措置法第五条第一

四附 号 則 、昭和五〇年四月四日政令第一〇

この政令は、 昭和五十年五月一日から施行す

る。

二二号) 附 則 (昭和五一年五月二五日政令第

する。 この政令は、 昭和五十一年六月一日から施行

附 一八号) 則 (昭和五一年八月一四日政令第1

この政令は、昭和五十一年九月一日から施行

#### 三号) 附 則 抄 (昭和五三年四月七日政令第一二

(施行期日)

施行する。 この政令は、 昭和五十三年六月二十三日 から

号 附 則 (昭和五三年七月五日政令第二八

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附則 (昭和五四年五月八日政令第一三

(施行期日) 号)

抄

第一条 この政令は、瀬戸内海環境保全臨時措置 四年五月十日から施行する。 する。ただし、第二条中水質汚濁防止法施行令 施行の日(昭和五十四年六月十二日)から施行 法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の 別表第一及び別表第二の改正規定は、 (経過措置) 昭和五十

第二条 第一条の規定による瀬戸内海環境保全臨 特別措置法(以下「特別措置法」という。)第時措置法施行令の改正により瀬戸内海環境保全 届出をした者でこの政令の施行の際現に同法第 う。以下この条において同じ。)の設置につき 「甲区域」という。)において、この政令の施行 第一項の許可を受けたものとみなす。 のは、当該特定施設について特別措置法第五条 九条の規定による実施の制限を受けていないも 前に、特定施設(同項に規定する特定施設をい 水質汚濁防止法第五条又は第六条の規定による 五条第一項に規定する区域となる区域(以下

項、 第八条第一項及び第十二条第一項の規定 適用しない。

3 のとみなす。 五条第一項又は第八条第一項の許可を受けたも たときは、当該特定施設について特別措置法第 の規定による実施の制限を受けないこととなつ 前項に規定する者は、水質汚濁防止法第九条

五条第一項の許可を受けたものとみなす。 るものは、当該特定施設について特別措置法第 出水(水質汚濁防止法第二条第三項に規定する に規定する鉱山又は工場若しくは事業場から排 を設置した者(この政令の施行の際現に設置のらの法律の規定による届出をして当該特定施設定による許可若しくは認可を受けた者又はこれ ある特定施設の設置につき、これらの法律の規 物である特定施設又は海洋汚染及び海上災害の 第百七十号)第二条第七項に規定する電気工作 保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八条第1 甲区域において、この政令の施行前に、鉱山 排出水をいう。次条において同じ。)を排出す 定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文 六号)第三条第九号に規定する廃油処理施設で 防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十 ある特定施設、電気事業法(昭和三十九年法律 項に規定する建設物、工作物その他の施設で 「事をしている者を含む。) であつて、当該特

に水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定第三条 甲区域において、この政令の施行の際現 域内の水質汚濁防止法第二条第二項に規定する 項各号に掲げる事項)を府県知事(瀬戸内海環に係る場合にあつては、特別措置法第五条第二 染状態及び量(前条第四項に規定する特定施設定めるところにより、排出水の排水系統別の汚 施設を設置している者(設置の工事をしている 特定施設を除く。)に係る場合にあつては当該 水質汚濁防止法施行令第十条に規定する市の区 定施設に係る場合にあつては当該市の長とし、 区域内の特別措置法第五条第一項に規定する特 政令の施行の日から六十日以内に、総理府令で む。)であつて排出水を排出するものは、この あつて設置の工事に着手していないものを含 者及び同法第五条の規定による届出をした者で 特定施設(特別措置法第五条第一項に規定する 境保全特別措置法施行令第八条に規定する市の

> をしたものとみなす。 ついて水質汚濁防止法第五条の規定による届出規定による許可を受けた者は、当該特定施設に 第一項に規定する特定施設の設置につき同項の 第一項に規定する区域以外の区域となる区 時措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条 いて、この政令の施行前に瀬戸内海環境保全臨 (以下この条において「乙区域」という。) に

第五条 この政令の施行前にした行為及び瀬戸内 濁防止法第八条の規定による命令又は同法第九 海環境保全臨時措置法第十一条若しくは水質汚 規定は、乙区域については適用しない。 止法の一部を改正する法律附則第三条第一項 瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防

いては、なお従前の例による。 附 則 (昭和五五年一〇月三日政令第二

令の施行後にした行為に対する罰則の適用につ条第一項の規定による実施の制限に関しこの政

(施行期日)

第一条 この政令は、廃棄物その他の物の投棄に いて効力を生ずる日から施行する。よる海洋汚染の防止に関する条約が日本国につ

この政令は、昭和五十七年一月一日から施行

1 する。

日 理化等に関する法律附則第一条第四号に定める

五五号)

三二七号) 附 則 (昭和五六年一一月三〇日政令第

する。

この政令は、 七号) 附 則 (昭和五七年六月一日政令第一五 昭和五十七年七月一日から施行

附 二三号 則 (昭和六〇年五月一七日政令第一

この政令は、 公布の日から施行する。

(昭和六○年七月一二日政令第二

方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合削る部分に限る。)、次項及び附則第三項は、地第二項の改正規定(「若しくはその取消し」を し、第二十一条第一項第五号の改正規定、 この政令は、公布の日から施行する。 二八号) 抄 同条

(昭和六十年十月十二日)から施行する。 附則 三五号) (昭和六〇年七月一九日政令第二

行する。 この政令は、 昭和六十一年一月十二日から施

## 二号) 則 昭和六一年三月一一日政令第二

この政令は、 昭和六十一年四月一日 から施行

# 《昭和六一年六月一七日政令第二

施行の日(昭和六十一年六月二十七日) **爬行の日(昭和六十一年六月二十七日)から施この政令は、医療法の一部を改正する法律の** 

1

## 則 (昭和六一年一〇月三一日政令第

年法律第五十八号)附則第一条第四号に定める関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八 この政令は、 (昭和六十二年四月六日) から施行する。 海洋汚染及び海上災害の防止に

## 九号) 〈昭和六二年三月三一日政令第八

この政令は、 昭和六十二年四月一日から施行

# 五二 附 号) .昭和六三年八月二六日政令第二

この政令は、 昭和六十三年十月一日から施行

## 号 (平成元年三月二九日政令第七六

この政令は、 平成元年十月一日から施行す

# 則 (平成元年七月二八日政令第二三

る法律(平成元年法律第三十四号)の施行の日この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正す (平成元年十月一日) から施行する。

# (平成二年二月一七日政令第一五

部を改正する法律の施行の日(平成二年五月この政令は、へい獣処理場等に関する法律の 日)から施行する。 部を改正する法律の施行の日

# 抄 (平成二年九月一四日政令第二六

る。

(施行期日)

に第二条中瀬戸内海環境保全特別措置法施行令びに同令別表第一及び別表第四の改正規定並び 法施行令第三条の次に一条を加える改正規定並から施行する。ただし、第一条中水質汚濁防止 第四条の次に一条を加える改正規定及び同令別 する法律の施行の日 (平成二年九月二十二日) この政令は、水質汚濁防止法等の一部を改正

行する 表第二の改正規定は、 平成三年四月一日から施

### 〇 附 号 訓 則 (平成三年七月二六日政令第二四

この政令は、 平成三年十月一日から施

## 号附 則 (平成四年三月二七日政令第五五

る。 この 政令は、 平. 成四年四月一日から施行す

#### 八附号訓 則 (平成四年六月二六日政令第二|

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関 一部を改正する法律(以下「改正法」という。)する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の 0) (施行期日) 施行の日 (平成四年七月四日) から施行す

### 号附 則 (平成四年七月一日政令第二三七

る

この政令は、 公布の日から施行する。

#### 附 号 則 (平成五年八月二七日政令第二八

この政令は、 平成五年十月一日から施行す

(平成五年一一月一九日政令第三

#### 号の改正規定は、環境基本法の一部の施行の日 (平成六年八月一日) から施行する。 し、第四条中水質汚濁防止法施行令第七条第一 この政令は、公布の日から施行する。ただ 七〇号)

この政令は、10円号) (平) (平成五年一二月二七日政令第四

# 平成六年二月一日から施行す

る。

この政令は、 号 附 則 (平成六年三月一一日政令第三八 平成六年四月一日から施行す

### 号附 則 (平成七年三月二三日政令第七〇

この政令は、 平成七年四月一日から施行す

### 号附 則 (平成八年七月五日政令第二〇八

る法律(平成八年法律第五十八号)の施行の日 (平成九年四月一日) から施行する この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正す

る

この政令は、

平成十三年七月一日から施行す

附

則

(平成一九年一一月二一日政令第

三三九号)

## 号附 則 (平成九年三月二四日政令第六一

この政令は、 平成九年四月一日から施行す

## 七号) 則 (平成一〇年三月二七日政令第七

る。 この政令は、 平成十年四月一日 から施行す

#### 七三号) 則 (平成一〇年五月二〇日政令第一

この政令は、平成十年六月十七日から施行す

## 四〇六号) (平成一〇年一二月二四日政令第

1

項の改正規定及び第三条の規定(水質汚濁防 この政令は、公布の日から施行する。ただ 第二条中大気汚染防止法施行令第十三条第

## 八 附 七 号) (平成一一年一二月三日政令第三

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施 行する。 1

### 四一二号) (平成一一 年一二月二二日政令第

この政令は、平成十二年三月一日から施行す

#### 三号) 附 則 抄 (平成一二年六月七日政令第三一

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法 律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 (平成十三年一月六日) から施行する。

### 五一七号) (平成一二年一二月一五日政令第 抄

る。 (施行期日) この政令は、平成十三年四月一日から施行す

1

#### この政令は、 八一号) 則 (平成一三年四月二六日政令第一 平成十三年五月一日から施行す

〇 号) 則 (平成一三年六月一三日政令第1

# 五〇号) (平成一三年一一月九日政令第三

する。 この政令は、 平成十三年十二月一日から施行

#### 〇号) 附 則 抄 ( 平 成 四年三月二五日政令第六

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成 四年一〇月三〇日政令第 (十四年四月一日から施

# 三一九号) 号 (平成一

(施行期日) この政令は、平成十五年四月一日から施行す

#### (施行期日) 二七号) 附 則 抄(平成一四年一一月一日政令第三)

第一条 この政令は、 行する。 附 則 ( 平 成 平成十五年四月一日から施 四年一二月一三日政令第

# (施行期日) この政令は、平成十五年四月一日から施行す

三七二号)

抄

四 附 九号) 抄(平成一五年一〇月一日政令第四

# (施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 平成十五年十二月一日

#### 九三号) 附 則 (平成一六年九月二九日政令第二 抄

第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防 (施行期日)

#### 「改正法」という。)の施行の日から施行する。 止に関する法律等の一部を改正する法律(以下 三二三号) 則 (平成一六年一〇月二七日政令第 抄

第一条 この政令は、 行する。 (施行期日) 平成十七年四月一日から施

#### 附 三二八号) 則 <sup>2</sup> 平 抄 成 一八年一〇月一二日政令第

第一条 この政令は、 行する。 (施行期日) 平成十九年一月一日から施

第一条 この政令は、 (施行期日)

行する。 附 則 (平成二一年三月二五日政令第五 平成二十年四月一日 「から施

(施行期日) 三 号) 抄

この政令は、 則 (平成二三年三月一六日政令第二 平成二十一年四月一日から施行

第一条 この政令は、大気汚染防止法及び水質汚 成二十三年四月一日)から施行する。 濁防止法の一部を改正する法律の施行の日 附 則 (平成二三年一一月二八日政令第 伞

(施行期日)

号)

る法律の施行の日(平成二十四年六月一日)か この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正す 三六七号)

四七号) 則 (平成二四年五月二三日政令第 ら施行する。

この政令は、 (施行期日)

施行する。 五一号) (平成二四年九月二六日政令第二 平成二十四年五月二十五日から

この政令は、 平成二十四年十月一日から施行

三七号 則 (平成二五年一二月六日政令第三 1

行の日(平成二十五年十二月二十日)から施行 防止のための関係法律の整備に関する法律の施 この政令は、放射性物質による環境の汚染の

九六号) 則 (平成二六年五月三〇日政令第一

(施行期日)

する。 この政令は、 平成二十七年四月一日から施行

附 則 (平成二七年一月三〇日政令第三

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正す る。ただし、第一条中地方自治法施行令目次の 施行の日(平成二十八年四月一日)から施行す る法律(次条において「改正法」という。)の (施行期日) 0号) 抄

> 二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条 第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則 場合における必要な事項を定める政令第四条第 の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十 十の改正規定、第十四条、第十七条、 十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十 (指定都市、中核市又は特例市の指定があつた る改正規定及び同令第百七十四条の四十九の二 項の改正規定を除く。)、第二十一条から第1 第十八条

措置) (水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴う経過

第八条 施行時特例市に対する第二十三条の規定 条に規定する施行時特例市」とする。 「中核市の長及び地方自治法の一部を改正する あるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは 規定の適用については、同条中「及び同法」と による改正後の水質汚濁防止法施行令第十条の 法律 (平成二十六年法律第四十二号) 附則第二 2

附 則 三七八号) (平成二七年一一月一一日政令第 抄

(施行期日)

則第四条において「条約」という。)が日本国第一条 この政令は、水銀に関する水俣条約(附 について効力を生ずる日から施行する。

附則 二八六号) (平成二九年一一月二七日政令第 抄

(施行期日)

この政令は、平成三十年四月一日から施行す

二九三号) 附 則 (平成三〇年一〇月一七日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成三 三号に掲げる規定の施行の日(令和二年六月) 四条並びに次条の規定は、改正法附則第一条第 十一日)から施行する。 一条、第四条から第六条まで、第八条及び第十 -年十月二十二日)から施行する。ただし、第

号 則 (令和元年六月二八日政令第四四

(施行期日)

|第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を から施行する。 改正する法律の施行の日 (令和元年七月一日)

2

則 (令和二年一月三一日政令第二一

同令第二編第八章第三節の節名を削

る法律の施行の日(令和二年四月一日)から施 行する。 この政令は、道路運送車両法の一部を改正す

号 (令和二年七月八日政令第二一七

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法施行日 二月一日)から施行する。 (罰則に関する経過措置) (令和二年十

第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第 される場合におけるこの政令の施行後にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。 一条の規定によりなおその効力を有することと

五六号則 (令和二年一二月一八日政令第三

(施行期日)

1 (経過措置) この政令は、 公布の日の翌日から施行する。

適用については、なお従前の例による。 この政令の施行前にした行為に対する罰則の

二号) 則 (令和四年三月三一日政令第一六

第一条 この政令は、瀬戸内海環境保全特別措置 う。)の施行の日 法の一部を改正する法律(以下「改正法」とい (施行期日) 行する。 (令和四年四月一日) から施

第二条 改正法の施行の際現に改正法による改正 る同項に規定する総量削減基本方針が新たに定 という。)別表第二第三号に掲げる区域につい 止法施行令(以下「新水質汚濁防止法施行令」 この政令の施行の日(以下「施行日」という。) て「旧法」という。)第十二条の三第一項の規前の瀬戸内海環境保全特別措置法(次項におい められるまでの間は、同項の規定により定めら 以後に水質汚濁防止法第四条の二第一項の規定 定により定められている総量削減基本方針は、 れた総量削減基本方針とみなす。 て化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係 により第二条の規定による改正後の水質汚濁防 (経過措置)

第四条の三第一項の規定により定められている 項の規定により読み替えられた水質汚濁防止法 (以下「読替え後の水質汚濁防止法」という。) 改正法の施行の際現に旧法第十二条の三第二 施行日以後に水質汚濁防止法 第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用 4 については、なお従前の例による。 た届出とみなす。 この政令は、 九六号) 附 則 令和五年二月一日から施行す

3 るまでの間は、同項の規定により定められた総同項に規定する総量削減計画が新たに定められ 法施行令別表第二第三号に掲げる区域について 第四条の三第一項の規定により新水質汚濁防 量削減計画とみなす。 化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る

制基準とみなす。 係る同項の総量規制基準が新たに定められるま 防止法施行令別表第二第三号に掲げる区域につ 止法第四条の五第一項の規定により新水質汚濁いる総量規制基準は、施行日以後に水質汚濁防 止法第四条の五第一項の規定により定められて いて化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に での間は、同項の規定により定められた総量規 改正法の施行の際現に読替え後の水質汚濁

第三条 改正法の施行前に読替え後の水質汚濁防 第五条第一項の規定によりされた届出とみな び量に係る部分に限る。)は、水質汚濁防止 び量に係る部分に限る。)は、水質汚濁防止法一項第八号に規定する排水系統別の汚染状態及 る排出水の読替え後の水質汚濁防止法第五条第 替え後の水質汚濁防止法第二条第六項に規定す 止法第五条第一項の規定によりされた届出 (読

となった工場又は事業場であって、施行日の前第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場 項の規定は、適用しない。 ものについては、水質汚濁防止法第十三条第四 五第一項に規定する指定地域内事業場であった 日において読替え後の水質汚濁防止法第四条 この政令の施行により新たに水質汚濁防止法

定に係る結果の記録及び保存とみなす。 法第十四条第二項の規定による汚濁負荷量の測定に係る結果の記録及び保存は、水質汚濁防止 法第十四条第二項の規定による汚濁負荷量の測施行目前に開始した読替え後の水質汚濁防止 施行日前に開始した読替え後の水質汚濁防

質汚濁防止法第十四条第三項の規定によりされ 第十四条第三項の規定によりされた届出は、水 改正法の施行前に読替え後の水質汚濁防止

(令和四年一二月二三日政令第三

〇四号) (令和五年一〇月一八日政令第三

六年四月一日)から施行する。 組合法の一部を改正する法律の施行の日 合法の一部を改正する法律の施行の日(令和この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同 原料処理施 湯煮施設

# 四号) 抄 別 (令和五年一二月一日政令第三四

(施行期日)

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該第一条 この政令は、令和七年一月一日から施行 各号に定める日から施行する。

別表第一(第一条関係) 附則第一条の改正規定 公布の

## 選鉱施設

て、次に掲げるもの 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつ

選炭施設

坑水中和沈でん施設 掘削用の泥水分離施設

の二 畜産農業又はサービス業の用に供する 施設であつて、次に掲げるもの

ロ 牛房施設(牛房の総面積が二〇〇平方メ イ 豚房施設(豚房の総面積が五○平方メー トル未満の事業場に係るものを除く。)

馬房施設(馬房の総面積が五〇〇平方メ トル未満の事業場に係るものを除く。)

トル未満の事業場に係るものを除く。)

一 畜産食料品製造業の用に供する施設であつ て、次に掲げるもの

原料処理施設

湯煮施設 (洗びん施設を含む。)

て、次に掲げるもの 水産食料品製造業の用に供する施設であつ

水産動物原料処理施設

洗浄施設

脱水施設

もの 業の用に供する施設であつて、 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造 湯煮施設 次に掲げる

原料処理施設

圧搾施設 洗浄施設

ン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に五。みそ、しよう油、食用アミノ酸、グルタミ 供する施設であつて、次に掲げるもの 湯煮施設

濃縮施設

精製施設

七 砂糖製造業の用に供する施設であつて、 に掲げるもの 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設

原料処理施設

洗浄施設(流送施設を含む。)

ろ過施設

分離施設

精製施設

用に供する粗製あんの沈でんそう パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の

九 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する

十 飲料製造業の用に供する施設であつて、

原料処理施設

に掲げるもの

ろ過施設 搾汁施設 洗浄施設(洗びん施設を含む。)

湯煮施設

に供する施設であつて、次に掲げるもの 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用 蒸留施設

原料処理施設

洗浄施設

圧搾施設

真空濃縮施設

つて、次に掲げるもの 動植物油脂製造業の用に供する施設であ水洗式脱臭施設

原料処理施設

洗浄施設

圧搾施設 分離施設

次に掲げるもの イースト製造業の用に供する施設であつ 原料処理施設

洗浄施設

十四 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供 する施設であつて、次に掲げるもの 原料浸せき施設

渋だめ及びこれに類する施設

湿式バーカー

接着機洗浄施設

ろ過施設 原料処理施設

ハロイ 精製施設

次

十七 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮十六 麺類製造業の用に供する湯煮施設 施設

十八 インスタントコーヒー製造業の用に供す

る抽出施設

十八の二 冷凍調理食品製造業の用に供する施

ハ 洗浄施設 ア 湯煮施設 ア 湯煮施設 ア 湯煮施設 であつて、次に掲げるもの

-八の三 たばこ製造業の用に供する施設であ つて、次に掲げるもの

イ 水洗式脱臭施設

十九 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加口 洗浄施設 もの 工業の用に供する施設であつて、次に掲げる

まゆ湯煮施設

副蚕処理施設

ホニハロイ シルケツト機 精練機及び精練そう 原料浸せき施設

染色施設 漂白機及び漂白そう

薬液浸透施設

二十 洗毛業の用に供する施設であつて、 IJ のり抜き施設

イ 洗毛施設

洗化炭施設

化学繊維製造業の用に供する施設であ

つて、次に掲げるもの

イ 湿式紡糸施設 リンター又は未精練繊維の薬液処理施設

二十一の二 一般製材業又は木材チツプ製造業ハ 原料回収施設

一十一の三 合板製造業の用に供する接着機洗の用に供する湿式バーカー

洗浄施設(流送施設を含む。) 一十一の四 パーテイクルボード製造業の用に 供する施設であつて、次に掲げるもの

十五 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供す る施設であつて、次に掲げるもの

一十二 木材薬品処理業の用に供する施設であ つて、次に掲げるもの 薬液浸透施設 湿式バーカー

一十三 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用 に供する施設であつて、次に掲げるもの

原料浸せき施設

湿式バーカー

砕木機 蒸解施設

蒸解廃液濃縮施

チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設

抄紙施設(抄造施設を含む。)漂白施設

セロハン製膜施設

廃ガス洗浄施設 湿式繊維板成型施設

業の用に供する施設であつて、次に掲げる二十三の二 新聞業、出版業、印刷業又は製版 もの

イ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設自動式フイルム現像洗浄施設

一十四 化学肥料製造業の用に供する施設であ つて、次に掲げるもの

分離施設

湿式集じん施設 廃ガス洗浄施設

朩

十五 削除

二十六 無機顔料製造業の用に供する施設であ つて、次に掲げるもの 洗浄施設

カドミウム系無機顔料製造施設のうち、 ろ過施設

ホ 廃ガス洗浄施设 群青製造施設のうち、 遠心分離機 水洗式分別施設

一十七 前号に掲げる事業以外の無機化学工業 製品製造業の用に供する施設であつて、

掲げるもの 遠心分離機

硫酸製造施設のうち、 亜硫酸ガス冷却洗

活性炭又は二硫化炭素の製造施設のう 無水けい酸製造施設のうち、 洗浄施設 塩酸回収

青酸製造施設のうち、 よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈 反応施設

でん施設 海水マグネシア製造施設のうち、 沈でん

分別施設 バリウム化合物製造施設のうち、

湿式集じん施設 廃ガス洗浄施設

二十八 カーバイト法アセチレン誘導品製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設湿式アセチレンガス発生施設

ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち メチルアルコール蒸留施設 及び蒸留施設 アクリル酸エステル製造施設のうち、

一十九 コールタール製品製造業の用に供する 施設であつて、次に掲げるもの クロロプレンモノマー洗浄施設塩化ビニルモノマー洗浄施設

静置分離器 ベンゼン類硫酸洗浄施設

タール酸ソーダ硫酸分解施設

あつて、次に掲げるものに掲げる事業を除く。)の用に供する施設で 発酵工業(第五号、第十号及び第十三号 原料処理施設

遠心分離機蒸留施設

三十一 メタン誘導品製造業の用に供する施設 であつて、次に掲げるもの

| ホルムアルデヒド製造施設のうち、施設のうち、蒸留施設 メチルアルコール又は四塩化炭素の製造 精製

三十二 有機顔料又は合成染料の製造業の用に びろ過施設 フロンガス製造施設のうち、 洗浄施設及

供する施設であつて、次に掲げるもの

水洗施設 顔料又は染色レーキの製造施設

のうち、

遠心分離機

廃ガス洗浄施設

つて、次に掲げるもの 合成樹脂製造業の用に供する施設であ

縮合反応施設

水洗施設

遠心分離機

施設及び蒸留施設 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄静置分離器

留施設 ポリプロピレン製造施設のうち、 溶剤蒸

中圧法又は低圧法によるポリエチレ

造施設のうち、溶剤回収施設 ポリブテンの酸又はアルカリによる処理

チ

湿式集じん施設廃ガス洗浄施設

三十四 合成ゴム製造業の用に供する施設であ つて、次に掲げるもの

ろ過施設 脱水施設

水洗施設

ラテツクス濃縮施設

製造施設のうち、静置分離器 ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・

有機ゴム薬品製造業の用に供する施設

であつて、次に掲げるもの 蒸留施設

分離施設

廃ガス洗浄施設

三十六 合成洗剤製造業の用に供する施設であ つて、次に掲げるもの

廃酸分離施設

湿式集じん施設 廃ガス洗浄施設

業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化三十七 前六号に掲げる事業以外の石油化学工 製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製 く。)の用に供する施設であつて、 造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除 水素の分解、分離その他の化学的処理により 次に掲げ

アクリロニトリル製造施設のうち、

ンの製造施設のうち、蒸留施設 クタム、テレフタル酸又はトリレンジアミ

はアルカリによる処理施設

イソプロピルアルコール製造施設のう

チ エチレンオキサイド又はエチレングリコ

反応施設及び蒸留施設 ブチルアルコールの製造施設のうち、

ヌシクロヘキサノン製造施設のうち、 酸又

ヲ ノルマルパラフイン製造施設のうち、酸 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタ 又はアルカリによる処理施設及びメチルア ル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設

カーメチルエチルケトン製造施設のうち、 リコールのけん化器

ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施 設のうち、反応施設及びメチルアルコール

三十八 石けん製造業の用に供する施設であ タ 廃ガス洗浄施設

原料精製施設

五十一

の製造業の用に供する試薬製造施設

の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

石油精製業(潤滑油再生業を含む。)

脱臭施設

脱酸施設

施設及び蒸留施設

ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラ

アルキルベンゼン製造施設のうち、

ち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設

施設 ールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮

リ 二―エチルヘキシルアルコール又はイソ 縮合

はアルカリによる処理施設

ワ プロピレンオキサイド又はプロピレング ルコール蒸留施設

蒸気凝縮施設

回収施設

て、次に掲げるもの

応施設(一・四―ジオキサンが発生するもの三十八の二 界面活性剤製造業の用に供する反 三十九 硬化油製造業の用に供する施設であつ て、次に掲げるもの に限り、洗浄装置を有しないものを除く。) 塩析施設

四四 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設 次に掲げるもの 香料製造業の用に供する施設であ

洗浄施設

四十二 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供 する施設であつて、 次に掲げるもの

石灰づけ施設

洗浄施設

四十三 写真感光材料製造業の用に供する感光 四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設 剤洗浄施設

であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

口

四十五 木材化学工業の用に供するフルフラー ル蒸留施設

四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業 施設であつて、 以外の有機化学工業製品製造業の用に供する 次に掲げるもの

水洗施設

ろ過施設

廃ガス洗浄施設 ヒドラジン製造施設のうち、 濃縮施設

四十七 次に掲げるもの 医薬品製造業の用に供する施設であつ

動物原料処理施

ろ過施設

有する物を混合するものに限る。以下同 混合施設 分離施設 (第二条各号に掲げる物質を含

五十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬四十九 農薬製造業の用に供する混合施設 四十八 火薬製造業の用に供する洗浄施設 廃ガス洗浄施設

原油常圧蒸留施設

揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設

五十一の二 自動車用タイヤ若しくは自動車 潤滑油洗浄施設

、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。) チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業 供する直接加硫施設

五十一の三 医療用若しくは衛生用のゴム製品 ゴムバンド製造業の用に供するラテツクス成製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又は 形型洗浄施設

五十二 皮革製造業の用に供する施設であ 次に掲げるもの

洗浄施設

タンニンづけ施設 石灰づけ施設

染色施設 クロム浴施設

五十三 ガラス又はガラス製品の製造業の用 供する施設であつて、次に掲げるもの 研摩洗浄施設

五十四 セメント製品製造業の用に供する施設 廃ガス洗浄施設

であつて、次に掲げるもの

抄造施設

五十五 生コンクリート製造業の用に供するバ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)

五十六 有機質砂かべ材製造業の用に供する混 合施設 ツチヤープラント

五十七 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型

五十八 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精 もの 製業の用に供する施設であつて、次に掲げる

水洗式破砕施設

水洗式分別施設 酸処理施設

脱水施設

五十九 砕石業の用に供する施設であつて、 に掲げるもの 次

水洗式分別施設水洗式破砕施設

に掲げるもの 一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次砂利採取業の用に供する水洗式分別施設

タール及びガス液分離施設

ガス冷却洗浄施設

圧延施設

焼入れ施設

湿式集じん施設

六十二 非鉄金属製造業の用に供する施設であ 次に掲げるもの

還元そう

足解施設

廃ガス洗浄施設

六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業 つて、次に掲げるもの (武器製造業を含む。) の用に供する施設であ 湿式集じん施設

焼入れ施設

電解式洗浄施設

カドミウム電極又は鉛電極の化成施設

水銀精製施設

廃ガス洗浄施設

六十三の二 空きびん卸売業の用に供する自

六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設の うち、廃ガス洗浄施設 式洗びん施設

六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に 供する施設であつて、次に掲げるもの タール及びガス液分離施設

六十四の二 水道施設(水道法(昭和三十二年 口 ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含

場に係るものを除く。) 法律第百七十七号)第三条第八項に規定する 力が一日当たり一万立方メートル未満の事業 用工業用水道(同法第二十一条第一項に規定 条第六項に規定するものをいう。)又は自家 事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二 ものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道 であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能 するものをいう。)の施設のうち、浄水施設

沈でん施設

六十六 電気めつき施設 六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設

ジオキサンの混合施設(前各号に該当するも六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四― のを除く。)

六十六の三 旅館業 (旅館業法 法律第百三十八号)第二条第一項に規定する 事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四 用に供する施設であつて、次に掲げるもの 項に規定する下宿営業を除く。)をいう。)の 六十五号)第二条第三項に規定する住宅宿泊 もの(住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第 (昭和二十三年

(溶融塩電解施設を除く。)

、十六の四 共同調理場 (学校給食法) 方メートル未満の事業場に係るものを除く。) 房施設(業務の用に供する部分の総床面積 設をいう。以下同じ。)に設置されるちゆう (以下単に「総床面積」という。) が五〇〇平 十九年法律第百六十号)第六条に規定する施

六十六の五 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に 六十六の六 飲食店(次号及び第六十六号の八 房施設(総床面積が四二〇平方メートル未満 メートル未満の事業場に係るものを除く。) 供するちゆう房施設(総床面積が三六〇平方 の事業場に係るものを除く。) に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう

六十六の七 そば店、うどん店、すし店のほ 積が六三○平方メートル未満の事業場に係る 除く。) に設置されるちゆう房施設 (総床面 ものを除く。) 事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを か、喫茶店その他の通常主食と認められる食

六十六の八 料亭、バー、キャバレー、ナイト るものに設置されるちゆう房施設(総床面積 クラブその他これらに類する飲食店で設備を るものを除く。) が一、五○○平方メートル未満の事業場に係 設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせ

六十七 一十八 写真現像業の用に供する自動式フイル 洗濯業の用に供する洗浄施設

ム現像洗浄施設

六十八の二 病院 (医療法 (昭和二十三年法律 上であるものに設置される施設であつて、次のをいう。以下同じ。)で病床数が三〇〇以 第二百五号)第一条の五第一項に規定するも

イ ちゆう房施設に掲げるもの

洗浄施設

入浴施設

六十九 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供 る解体施設

、十九の二 卸売市場 (卸売市場法 卸売のためその水産物の陸揚地において開設 又は水産業協同組合から出荷される水産物の るものをいう。以下同じ。)(主として漁業者 六年法律第三十五号)第二条第二項に規定す される卸売市場で、その水産物を主として他 (昭和四十

> ○平方メートル未満の事業場に係るものを除 る施設であつて、次に掲げるもの(水産物に し卸売するためのものを除く。)に設置され 者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対 係るものに限り、これらの総面積が一、○○ の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む

いう。) 三十六号)第三条第十四号に規定するものを の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百 廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害

七十一 自動式車両洗浄施設 七十の二 自動車特定整備事業(道路運送車 及び次号に掲げるものを除く。) 用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が 八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの 七条に規定するものをいう。以下同じ。)の 法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十

七十一の二 科学技術(人文科学のみに係るも

専門教育を行う事業場で環境省令で定めるも のを除く。)に関する研究、試験、検査又は

のに設置されるそれらの業務の用に供する施

設であつて、次に掲げるもの 洗浄施設

焼入れ施設

七十一の三 一般廃棄物処理施設 (廃棄物の処 をいう。)である焼却施設 第百三十七号)第八条第一項に規定するもの理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律

七十一の四 産業廃棄物処理施設 (廃棄物の処 定するものをいう。) のうち、 理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規 次に掲げるも

第十一号に掲げる施設であつて、国若しく として行う者(同法第十四条第六項ただし 条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業 は地方公共団体又は産業廃棄物処理業者 令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第 項ただし書の規定により同項本文の許可を 書の規定により同項本文の許可を受けるこ (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二 一号、第三号から第六号まで、第八号又は 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行

令第七条第十二号から第十三号までに掲げ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行

ロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施 十一の五 トリクロロエチレン、テトラクロ (前各号に該当するものを除く。)

浄化槽を除く。) 算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿 十二条第一項の表に規定する算定方法により

水域に排出されるものを除く。)の処理施設 (前二号に掲げるものを除く。) 特定事業場から排出される水(公共用

下水道終末処理施設

別表第二(第四条の二関係

|台一丁目、陽光台二丁目、伊賀袋、駒場、本郷||町、楠が山町、古和釜町、坪井東一丁目から坪||積、麦倉、柳生、小野袋、柏戸、向古河、陽光||町、小野田町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀| 宿、字一本杉、字餓鬼塚、字流、字伊勢領、字 |字篠の内、字塚越、字柳馬場、字竹の内、字大|||佐野、藤原、洲宮、茂名、布沼、布良、相浜、 武川、武蔵野(字新屋敷、字西番屋、字番屋、 |田中、長在家、菅沼、瀬山、川本明戸、白草台、| |及び栄に限る。)、本庄市、深谷市(本田、畠山、| |市大字北河原、秩父市吉田太田部、加須市(飯| |妻沼西一丁目及び妻沼西二丁目に限る。)、行田| |市ノ坪、上根、江波、八ツ口、善ヶ島、上須戸、| 目から美土里町三丁目まで、妻沼、弥藤吾、男 太田、飯塚、八木田、道ヶ谷戸、上江袋、原井、 沼、妻沼台、出来島、間々田、妻沼小島、永井 字下向河原及び字上向河原を除く。)、中奈良、 ら玉井五丁目まで、上中条、上奈良(字小塚、 埼玉県(熊谷市(玉井、玉井南一丁目から 字下田、字千蔵寺、字櫛引及び字水崎を||作字新木戸、五香六実(字元山を除く。)、高柳 ||畑及び神余を除く。)、木更津市、松戸市(金ケ 坂足、小沼、坂井、大神宮、中里、竜岡、犬石、及び坪井町を除く。)、館山市(西川名、伊戸、 ||新田、高柳、六高台一丁目から六高台九丁目ま| 六実一丁目から六実七丁目まで、五香一丁||勝田、

||岸二丁目、根岸町、原町田一丁目から原町田

|目まで、矢部町、小山ヶ丘一丁目から小山ヶ丘

受けることを要しない者を除く。)をいう | 沢、字中東、字水堺、字柿篭、字新平、字妙部 |を除く。)、同郡神川町、同郡上里町及び大里郡 ||字草刈場、字日影勝負沢、字岩鼻及び字金山入 ||寄居町大字用土を除く。) の区域 ||橋爪、字上大平、字大平、字田中入、字塩入、 |を除く。)に限る。)、児玉郡美里町(大字円良田

「から・

|野呂町、谷当町、若松台一丁目から若松台三丁 |で、富田町、中田町、中野町、西都賀五丁目、

七十二 し尿処理施設(建築基準法施行令第三 | 殿町、桜木一丁目から桜木八丁目まで、桜木北|||字石塔、字西、字榎戸、字小橋、字灰毛、字稲 || まで及びあすみが丘東一丁目からあすみが丘東 || 古で及びあすみが丘東一丁目からあすみが丘東 | 町、中戸、中戸谷津、次木、西高野、新田戸、|| 土町、土気町、平川町、誉田町二丁目、小食 | 内町、関宿二町、関宿元町飛地、関宿三軒|| 越智町、上大和田町、下大和田町、高田町、高 | 間ケ瀬、木間ケ瀬菊日 | 村八月 | 村八月 | 日まで及び若松町に降る | 及て料工 習志野三丁目、高根台一丁目から高根台七丁目薬円台三丁目、薬円台四丁目、習志野一丁目、 |習志野台八丁目まで、神保町、大神保町、小室 ||目から大穴北八丁目まで、習志野台一丁目から ||井東六丁目まで、坪井西一丁目、坪井西二丁目| ||谷五丁目まで、みやぎ台一丁目からみやぎ台四 |目から三咲九丁目まで、南三咲一丁目から南三||字神山、字向神山、字三角、字向屋敷、字鞍掛、||丁目から二和西六丁目まで、三咲町、三咲一丁| |除く。)、習志野市、柏市(豊四季(字富士見台、| ||丁目まで、咲が丘一丁目から咲が丘四丁目まで、 一丁目、千城台東二丁目から千城台東四丁目ま||山、字勢至、字欠作、字多良ノ木、字土塔及び| ||び字大清水に限る。)、中新宿一丁目から中新宿 ||台、青田、十太夫、美田、東初石一丁目から東 三丁目まで、西山一丁目、西山二丁目及び東山

ロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設 |町、御成台一丁目から御成台四丁目まで、小間 ||莚打、三ツ堀(字笹久保、字谷中耕地、字中屋 ||る。)、君津市、富津市、浦安市、四街道市(下七十一の六 トリクロロエチレン、テトラクロ |泉町、大井戸町、大草町、小倉台六丁目、小倉 ||田、字香取原及び字椿谷を除く。)、長谷、小山、||野辺中央三丁目から道野辺中央五丁目までに限設(前各号に該当するものを除く。) | ロ 千葉県の区域のうち、千葉市(若葉区(和 ||山、字込角、字光浄寺、字五駄、字扇田、字宮 ||くぬぎ山四丁目まで、道野辺中央一丁目及び道 || 野(字大山、字高砂、字金沢、字根郷及び字宮 || ・ || ゝって身夏コ・=ヾで、て身豆・・=ゝ|| 船戸(字小船及び字猪之山に限る。)、船戸山高 || 山町、金森一丁目から金森七丁目まで、木曽東|| 字鞍林、字笹原、字新宿及び字道灌坂に限る。)、|| を除く。)、小川三丁目から小川六丁目まで、小|| 字神山 || 字向神山 || 字三角 || 字向唇敷 || 字鞍排 || 八 || 東京都(町田市(相原町(殿丸及び和田内 ||び字大凊水に限る。)、中新宿一丁目から中新宿|||町、中町一丁目、中町二丁目、根岸一丁目、根||二丁目、みどり台四丁目、酒井根(字下り松及||四丁目、鶴間一丁目から鶴間八丁目まで、常盤||に限る。)、新十余二、柏インター東、みどり台||四丁目、鶴間一丁目から鶴間八丁目まで、常盤||山を除く。)、青田新田飛地(字元割及び字向割||除く。)、下小山田町八幡平、忠生三丁目、忠生||才に附る / ナ青田(字月渡 字溜台及ひ字集||ら木曽西五丁目まで、木曽町(二号及び五号を||才に附る / ナ青田(字月渡 字溜台及ひ字集||ら木曽西五丁目まで、木曽町(二号及び五号を ||香南三丁目までを除く。)、野田市(目吹(字南 ||[かみ]、字今和泉、字中窪及び字大窪に限る。) ||。)、谷津字木戸口、吉春字木戸口、蕃昌(字米||目から東道野辺七丁目まで、西道野辺、馬込沢、 |本に限る。)、大青田(字小渡、字溜台及び字東||野(字大山、字高砂、字金沢、字根郷及び字宮 ||船形(字上原二を除く。)、中里(字西岸寺前、 ||目から五香八丁目まで及び五香南一丁目から五 |字向原を除く。)、木野崎 (字下鹿野、字鹿野、 ||大山を除く。)、金杉(字窪上及び字道下に限る 字松葉、字尾崎境、字鶴ケ谷、字西耕地、字寺 田代、葛藤及び会所に限る。)及び安房郡の区域喜町(粟又、小沢又、面白、大田代、筒森、小山下、山名、谷向及び中に限る。)、夷隅郡大多 ||鎌ケ谷四丁目まで、大字道野辺、東道野辺一丁 ||富浦町丹生、富浦町原岡、富浦町深名、富浦 |良、富浦町手取、富浦町豊岡、富浦町南無谷、 ||中沢三丁目、富岡三丁目、くぬぎ山一丁目から ||ケ谷市(鎌ケ谷九丁目、南鎌ケ谷一丁目 |丁目から東中沢四丁目まで、北中沢二丁目、北 |中沢新町、中沢(字中ノ峠を除く。)、東中沢 一丁目から木曽東四丁目まで、木曽西一丁目

||を除く。)、萱田町字南側、高津、大和田新田字 ||南一丁目を除く。)、八千代市(大和田(字上宿 |おたかの森西四丁目、おおたかの森東一丁目か 八千代台南、 ||四丁目まで、日限山一丁目から日限山四丁目|||ら上永谷六丁目まで、丸山台一丁目から丸山 川四丁目、戸塚区、港南区(上永谷町、芹が谷 丁目から東永谷三丁目まで、上永谷一丁目 丁目から芹が谷五丁目まで、野庭町、東永 神奈川県の区域のうち、横浜市(南区六ツ

八千代台東、

!根を除く。)、秩父郡皆野町

(大字金沢

|方、字荒谷及び字名操に限る。)、伊古部町(字|

田(字船込、字鹿穴甲、字鹿穴乙、字鹿穴台、 | 芦の丘二丁目を除く。) 及び三浦市南下浦町(上宮 | 戸 |沢及び字西之原に限る。)、瀬谷区、栄区及び泉|||ノ内、字恵下及び字味噌川に限る。) に限る。)、 |目までに限る。)、緑区長津田町(字道正、字滝 |で、東芹が谷及び下永谷一丁目から下永谷六丁| |字池田及び字勝谷原に限る。) に限る。) の区域 久保、字遠津原、字遠津山、字柳作、字坊免、 |字東野頓坊、字名古及び字松塚を除く。) 及び松|||に限る。)、赤羽根町、池尻町、越戸町、若見町、 |陣場を除く。)、金田(字太々久保、字南野頓坊、|||大荒古、東島、名幸、一色、蝉ヶ沢及び弥八島 |字根辺ヶ谷戸及び字向ノ原を除く。)、菊名(字|||羽根、中瀬古、尾村崎、宮方辺、西脇、西山、字揚橋、字仲田、字池下、字山ヶ谷戸、字池頭、||限る。)、野田町比留輪、高松町(東原、井戸屋、 科台、子安、湘南国際村一丁目から湘南国際村 |佐島三丁目まで、芦名一丁目から芦名三丁目ま| 坂一丁目から長坂五丁目まで、佐島一丁目から |太田和一丁目から太田和五丁目まで、荻野、長 ら長井六丁目まで、御幸浜、林一丁目から林五 |区を除く。)、川崎市、横須賀市(長井一丁目か||新城市(池場(字井戸入、字上貝津、字池嶋、 三丁目まで、光の丘、佐島の丘一丁目及び佐島 で、秋谷、秋谷一丁目から秋谷四丁目まで、山 J目まで、須軽谷、武一丁目から武五丁目まで、 (字剱崎、字南向、字松輪、字間口、字八ヶ | 亀山町石堂山、伊良湖町(耕田、拾歩、古婦下、 ||屋敷、方辺、本郷東及び南浜辺に限る。)、東神| ||南浜辺及び谷ノ上に限る。)、大草町(雨堤、高 ||渡津呂に限る。) に限る。)、田原市(六連町(道 ||字寺沢、字合垂石、字下日向、字下日陰及び字 ||芦町(入、郷津、西浦、平岩、前畑及び芦西に ||町(荒子、遠新田、中浜辺、長坂、東浜辺、東 上、浜田境、浜辺、東海岸、東郷中、東浜田、 ||盤、中郷中、西海岸、西郷中、西浜田、西谷ノ ||る。) 及び城下町(字南方部、字北方部、字築地 ||。)、西赤沢町(字東浦、字大堀及び字堀尻に限| 深田、深田下、赤土、松葉田、長池、渡川、新 |砂、西辷り、西ノ谷及び辷りに限る。)、南神戸 、町(井戸島、三軒屋、中島及び南松に限る。)、

字小判田、字神田、字沢ノ神、字砂田、字抱ノ中沢、字南出口、字東浜、字芋ヶ谷、字高橋、ノ上、字小舟、字大舟、字若宮、字南島、字西 |天神前、字滝ノ谷、字大定前、字新坂、字臍ノ||楽町(神田、平山及び津具に限る。)、同郡東栄||字瀧山、字杉ノ本、字中道、字立石、字向山、根木谷、字東畑及び字旭島に限る。)、細谷町(字 ||和地町及び西山町石堂山に限る。)、北設楽郡設 ||志原、字安井嘉、字豊畑、字池ノ川、字赤畑、 |前谷に限る。)、高塚町(字郷中、字寒サ、字西 |南浜辺、字東浜辺、字北浜辺、字谷合及び字松| |字西ノ谷及び字内原に限る。)、東七根町(字松| 東原及び字中峠に限る。)、寺沢町(字向坂ヶ谷、 字東坂ノ上及び字広谷に限る。)、小島町(字谷谷、字馬道口、字土沢、字近見山、字滝ノ上、 ひるがのに限る。) 及び大野郡を除く。) の区域 ||子田、大沢、油田、上馬越、北原、下馬越、北。)、飛騨市、郡上市(白鳥町石徹白及び高鷲町 ||及び山ノ鼻を除く。)、小塩津町(下武者詰、神 |根町を除く。)、中津川市(山口及び馬籠に限る| 前、字山頭及び字暗リ谷に限る。)、西七根町(字 愛知県(豊橋市(東細谷町(字十ヶ谷、字||田新田、南田新田、下ダレ及び南原を除く。)、 岐阜県(高山市(久々野町、朝日町及び高 る。)及び磯部町を除く。)、伊賀市、度会郡(大字城山及び字天満に限る。)、畔名及び名田に限中村、字小路町、字須場、字石干谷、字小山、 |大王町(波切(字寺田、字丸田、字大井、字田。)、国府(字南草を除く。)及び安乗に限る。)、 ||牟婁郡を除く。) の区域 ||寺左夕、今田、段留、今田原、大左夕、左夕田 ||紀町錦及び南伊勢町に限る。)、北牟婁郡及び南 ||び耕田を除く。)、堀切町(唐沢、下太郎兵衛、 座場、字鴨多良、字鶴ケ岡及び字大鹿谷を除く ||町及び同郡豊根村を除く。)の区域 埋及び新瓦場を除く。)、日出町(大越、恋田及田、飛越、白川、萩山、乗越、宮下、古山、吹

|谷、字大欠、字大塚、字下り及び字批把ヶ谷に| |限る。)、東赤沢町(字西方部、字東横根、字茶|||多下の町、久多川合町、久多中の町、久多上の 本郷、字北椎ノ木谷、字南椎ノ木谷、字小鮒ヶ 字観音堂及び字西横根に限る||町、 久多宮の町、大原小出石町、 京都府の区域のうち、京都市(左京区(久 大原百井町、

> ||ノ谷、蛇ノ畑、谷ノ奥、中島、中畑、中山、平||旧字イズミ谷に限る。)、五條市大塔町、宇陀||子谷に限る。)、東笠取(稲出、梅谷、大平、四||旧字貝那木及び旧字子コ石に限る。)及び小倉 ||大原大見町及び大原尾越町に限る。)、右京区京||スリコバチ、旧字中道、旧字野々神、 |く。)、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡井手||北山村を除く。)の区域||麻、上胡麻及び畑郷に限る。)及び美山町を除||川村、同郡十津川村、同郡下北山村及び同郡| ||北上弓削町八丁山及び伏見区(醍醐一ノ切町、 |吹上、字釜谷、字大小高月及び字大田原に限る||橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、海草郡、 町、同郡宇治田原町(大字禅定寺(字高尾、字 | | ホ 坂、下荘川東、白土、大徳、中島及び仁南郷に 出、別所出及び水釜に限る。)及び西笠取(赤 醍醐二ノ切町及び醍醐三ノ切に限る。)を除く。) 。)及び大字奥山田を除く。)及び相楽郡の区域 大阪府の区域

市、熊野市、志摩市(阿児町(志島、甲賀(字 七丁目、字西山、字古城山及び字城山の下を除 (戸島(字割石、字八東戸及び字負根を除く。)ハ 三重県(津市美杉町太郎生、名張市、尾鷲 び市島町に限る。)、朝来市(生野町口銀谷(字 字土井に限る。)及び向山に限る。)及び向原町 ||び生野町栃原を除く。) 及び美方郡を除く。)の||新都、志路原、上石、下石、海応寺、 |内、字下垣内、字フドノ、字中嶋、字奥垣内及||東、壬生、川井、丁保余原、新郷、南方(字上||野町猪野々、生野町白口、生野町円山(字口垣||間、舞綱、中山、川戸、蔵迫、惣森、川西、川 ||字竹原、字下久手、字上久手、字梅ノ木薮、字 ||木輪、字大谷口、字坂本、字猪ノ尾、字唐洲、 。)、養父市、丹波市(氷上町大崎、氷上町北野、坪に限る。)、川阪、本郷、遠方及び桑原に限る ||字繁近坪、字角田ノ坪、字御嶽大林及び字籠畠 区域 ||梨尾田、字北石丸、字箱根田、字志金田、字芝 ||字澤、字寺谷前、字桧前、字佃、字保根通、字 ||氷上町石生(字足洗、字尾張、字水長、字堺、 ||び字屋敷に限る。)、生野町真弓、生野町川尻及 ||生野町竹原野、生野町上生野、生野町黒川、生 ||谷、字定利ノ坪、字ユリノ下坪、字深田ノ坪、 |字宿畑、字前田及び字瓜渓に限る。)、春日町及||高田市(八千代町(上根(字市裏、字市表及び く。)、生野町新町、生野町奥銀谷、生野町小野、 栗柄(字杉ケ谷、字定年、字ユリノ下、字鳥巣 | 小杭、字神田、字壱町田、字名草、字五反田、 八 兵庫県(豊岡市、丹波篠山市(藤坂字峠、

|旧字嵩原、旧字奥の谷及び旧字ホタガ山に限る。)、都祁南之庄町(旧字堂ヶ平、旧字嵩山、 ||混谷、旧字シブタニ、旧字坊谷、旧字タカツカ、| ||字カモリ下、 旧字畑谷、旧字ヤマノイモ、旧字トヒコエ、 (旧字池の谷、旧字ガンダニ、旧字カリ谷、旧字 都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町 奈良県(奈良市(月ヶ瀬(石打及び尾山に 旧字カモリ、旧字カモリ谷、 |||石郡神石高原町(古川(字仁後及び字間谷に

||岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市(日吉町(胡||原に限る。)、宇陀郡、吉野郡天川村、同郡野迫||限る。)を除く。)、亀岡市、城陽市、向日市、長||を除く。)、山辺郡山添村(大字岩屋及び大字毛| 、宇治市(二尾(蛸ヶ谷、天狗岩、長瀬及び蜷|上田、旧字墓ヶ谷、旧字ギタクヨ、旧字上ハキ、 |||及び角柄に限る。) 及び室生下笠間字ダイバンド||(大宇陀(牧、栗野及び田原に限る。)、榛原(柳 ||旧字カジシ、旧字クロサカ、旧字ゲラサカ、旧 ||字多田池の上、旧字サウトキ、旧字長尾、旧字 旧字赤坂、 ( 陀 倉 柳 市 町

||る。) に限る。) 及び同郡由良町の区域 ||灘、字石田、字川久保、字大谷及び字岩戸に ||津久野、大字比井及び大字志賀(字小杭、字古 ||字畔田、字脇ノ田、字芦ケ谷、字越ケ谷、字石 伊都郡、有田郡、日高郡日高町(大字小坂、 |字産湯、大字阿尾、大字方杭、大字小浦、 和歌山県の区域のうち、和歌山市、 岡山県の区域 海南市 大字

|||有田、古保利、石井谷、寺原、春木、 |||を除く。)を除く。)、山県郡北広島町(後有田、 |||る。) 及び東城町(保田(字長谷及び字白滝山 ||口(字野原を除く。)、大字戸張、大字安田(字 ||岩戸に限る。)、世羅郡世羅町(大字別迫字反田、 ||畑及び字下畑を除く。)、木次、本地、新氏神、 ||下、深江、二森、小堀、小塚及び有福に限る。) ||水の別を除く。)、大字徳市、大字小国、大字黒 ||東広島市豊栄町(飯田及び吉原に限る。)、安芸 ||坂(字市場、字岩祖及び字永金に限る。) に |谷、大塚、大朝、田原、筏津、新庄、宮迫及び 田、大字長田及び大字山中福田に限る。)及び川、大字中、大字吉原、大字上津田、大字下 |大字青水(字弁城を除く。)、大字黒渕、大字津 |限る。) 及び帝釈始終字白石を除く。) を除く。)、 |三次市、庄原市(西城町(平子字丑之河及び| 広島県(三原市大和町篠、府中市上下町(上 今田、有 高野字大

|限る。)を除く。)の区域 |る。) 及び福永(字滝合及び字見後に限る。)

東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐 分、阿東生雲中、阿東蔵目喜、阿東地福上、阿山口市(阿東生雲東分、阿東篠目、阿東生雲西 |区を除く。) 及び大字矢玉を除く。) に限る。)、 |地区、神田荒田地区及び神田大川地区に限る。)、| 美東町赤山中区及び阿武郡を除く。)の区域 長門市 (渋木大垰区及び俵山を除く。)、美袮市 大字北宇賀(北宇賀上畑地区及び北宇賀下畑地 字浮石に限る。) 及び豊北町 (大字神田上、大字| 字金道、大字宇内、大字八道、大字鷹子及び大 字殿居、大字佐野、大字荒木、大字一ノ俣、 -、阿東嘉年上及び阿東嘉年下に限る。)、萩市、 田 徳島県(海部郡(美波町赤松を除く。)を除 山口県(下関市(豊田町(大字杢路子、 (神田特牛地区、神田堀越地区、神田鳴滝 方二丁目、楠橋下方一丁目から楠橋下方三丁目馬場山原、馬場山緑、楠橋上方一丁目、楠橋上 ||目、金剛一丁目から金剛四丁目まで、野面一丁 ||まで、千代一丁目から千代五丁目まで、真名子 |橋東一丁目、楠橋東二丁目、楠橋南一丁目から ||目から茶屋の原四丁目まで、馬場山、馬場山西、 ||目まで、香月中央一丁目から香月中央五丁目ま |から池田三丁目まで、石坂一丁目から石坂三丁

)の区域

|古月、鯆越、久良、正木、増田、小山、中川、 |脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、 除く。)の区域 |家、樽見、福浦、麦ヶ浦、弓立、小浦、樫月、 広見、満倉、上大道、一本松、越田、船越、久 - 久家、大成川、小成川及び武者泊に限る。)を ||字西大谷下ノ切、字汐井谷及び字別府を除く。)、、樽見、福浦、麦ヶ浦、弓立、小浦、樫月、 ||赤村大字赤(字雉子越、字大谷、字下ノ東大谷、 ·中川、北宇和郡及び南宇和郡愛南町(深浦、 に限る。) に限る。)、上浮穴郡、喜多郡内子 槇川及び下畑地(上槙上及び上槙下に限る 愛媛県(宇和島市(三間町及び津島町(御 ||から岩崎四丁目まで及び楠北一丁目から楠北三 頭一丁目、三ツ頭二丁目、浅川町、岩崎一丁目 京都郡及び築上郡の区域 田川郡添田町(大字英彦山(字タカス原、字鷹 で、星ヶ丘一丁目から星ヶ丘七丁目まで、三ツ |丁目までに限る。)を除く。)、行橋市、豊前市、

目、高須西二丁目、高須南一丁目から高須南五 市、津久見市、竹田市(久住町(大字久住字久及び字三ツ松に限る。)、大字高須、高須西一丁 佐伯市(宇目、米水津及び蒲江を除く。)、臼杵地及び字椎牟田に限る。)、大字小敷(字太閣水 ヅラ山、字闢、字善四郎及び字柳原に限る。)、(字岩河内、字大牟田、字笠松、字小牟田、字新 字仮屋、字梅ノ木奥、字梅ノ木、字下平、字ツ字辻、字西ノ上及び字浜山に限る。)、大字乙丸 字仙道、字小塚、字小塚の上、字杉山、字堂田、字辻、字西ノ上及び字浜山に限る。)、大字乙丸 字仙道、字小塚、字小塚の上、字杉山、字堂田、字辻、字西ノ上及び字浜山に限る。) から浅川日の峯四丁目まで、小嶺台二丁目から野面、大字畑、大字馬場山、浅川日の峯一丁目 大字金剛、大字笹田、白岩町、自由ヶ丘、大字 大字香月、吉祥寺町、大字楠橋、大字木屋瀬、 |字浅川、浅川台一丁目から浅川台三丁目まで、 目から青葉台南三丁目まで及び花野路一丁目か 高須北一丁目から高須北三丁目まで、青葉台西 字有毛(字赤道、字岩名、字海老川、字高尾、 ら花野路三丁目までに限る。)及び八幡西区(大 二丁目から青葉台西六丁目まで、青葉台南一丁 ・目まで、高須東一丁目から高須東四丁目まで、 福岡県の区域のうち、北九州市(若松区(大 ||字堤山、字堤、字浦の平、字スイケ谷、字柳ヶ||大字日出生(字千間原、字人見嶽、字伊の伏、

丁目まで、木屋瀬東一丁目から木屋瀬東四丁目 ||楠橋南三丁目まで、木屋瀬一丁目から木屋瀬五 まで、楠橋西一丁目から楠橋西三丁目まで、楠 |藤原一丁目から藤原四丁目まで、船越一丁目か |で、香月西一丁目から香月西四丁目まで、上香 ら馬場山東三丁目まで、東石坂町、池田一丁目 園台四丁目まで、高江一丁目から高江五丁目ま 目、野面二丁目、浅川学園台一丁目から浅川学 |一丁目、真名子二丁目、椋枝一丁目、椋枝二丁 月一丁目から上香月四丁目まで、茶屋の原一丁 ら船越三丁目まで、下畑町、馬場山東一丁目か ||字太田字鳥屋及び大字古後(字柚ノ木、字下河 の山、字狐迫、字南ヶ原、字丸山、字鶴の原、肉ヶ窪、字塚の脇、字走り落、字久保田、字庵 下、字堀の首、字水川平、字扇山、字柳ヶ谷、字奥の迫、字城山、字本村、字辰ヶ鼻、字竹ノ ||字石仏、字小野山、字井の窪、字中の須加、字 ||字駄原、字蜂の巣、字土橋、字小野、字栗山、 大畑、字川底、字園田、字滝の口、字松ヶ田尾 ||老舞、字代官櫃、字ホドウド、字石塩の元、字 ||字浦、字谷ノ川内、字三挺弓、字梅の木谷、字 ||の木、字下宇戸、字中宇戸、字潰レ坂、字宇戸 字仏の塔、字柿の木、字平、字ムタ、字笠松、牧、字浦山、字鍋、字後、字湯舟、字阿子洞、 ||字奥ムタ、字二ツ谷、字栗の木登、字城ヶ嶽、 ||字浅尻、字元の畑、字柿木山、字宇戸山、字椛 ||字高平、字笹尾、字川平、字尾内、字田ブチ、 原、字小場、字杉山、字原、字専道及び字梶原内、字長田、字平原、字中野、字道の迫、字神 ||字宮の上、字小原及び字下日出生に限る。)、 ||字石飛、字鹿の角、字宝蔵寺、字下向、字下/ に限る。)に限る。)の区域 ||字スキウシ峯、字牧ノ原、字吸ヶ潰れ、

備考

||び字尾登に限る。)及び大字津野に限る。)、同郡 巢原、字山犬谷、字高住社鳥井脇、字分銅石及 れたものとする。

郡、速見郡、玖珠郡九重町大字田野(字扇山及湯布院町川西字野稲を除く。)、国東市、東国東 津市、日田市大字花月(字小石坂、字源太郎、ワ 大分県の区域のうち、大分市、別府市、中 ||(字東奥山、字返事ヶ尾及び字西奥山に限る。) ||内町阿蘇野(字西大原及び字大原に限る。)及び ||田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市(庄 ||字大船山に限る。)に限る。)を除く。)、豊後高 |住山及び大字有氏(字九重山、字鉢ノ久保及び び字杖立ヶ台に限る。)及び同郡玖珠 町(大字森 ている名称によつて表示されたものとする。

称を含むものは、当該区域において広く通用し二 第三号ニに掲げる区域のうち旧字という名 における行政区画その他の区域によつて表示さ この表に掲げる区域は、令和三年六月一日

別表第三 (第五条関係)

一 別表第一第一号に掲げる施設のうち、石炭業を除く。) の用に供するイ及びハの施設 (石炭鉱業並びに石油及び可燃性天然ガス鉱別表第一第一号に掲げる施設のうち、鉱業

三 別表第一第一号に掲げる施設のうち、鉱業の用に供するロ及びハの施設 炭業の用に供するロの施設 水洗

別表第一第一号の二から第四号までに掲げ

Ŧi. 別表第一第五号に掲げる施設のうち、 みそ

タミン酸ソーダ製造業の用に供するニ、ホ及 製造業の用に供するロ及びハの施設 別表第一第五号に掲げる施設のうち、 グル

んさい糖製造業の用に供するもの 別表第一第七号に掲げる施設であつて、

> 製造業の用に供するイ、ロ及びニの施 別表第一第十号に掲げる施設のうち、蒸り 別表第一第十号に掲げる施設のうち、 別表第一第八号に掲げる施設

ゆう酒製造業の用に供するイ、ロ及びへの

動物系飼料製造業の用に供するイ、 別表第一第十一号に掲げる施設のうち、 口、 ハ及

びニの施設 でん粉製造業の用に供するもの 別表第一第十四号に掲げる施設 別表第一第十三号に掲げる施設 いであ

十 五 十六 別表第一第十九号に掲げる施設のうち、麻紡績業の用に供するハの施設 染色整理業の用に供するニ、ホ、へ、ト及び 別表第一第十九号に掲げる施設のうち、別表第一第十七号に掲げる施設

ホ、 十七 ち、 へ、ト及びチの施設パルプ製造業の用に供するロ、 別表第一第二十号に掲げる施設 別表第一第二十三号に掲げる施設 のう

十九 ち、湿式繊維板製造業の用に供するハ、へ、 チ及びヌの施設 別表第一第二十三号に掲げる施設のう 紙製造業の用に供するイ及びチの施設 別表第一第二十三号に掲げる施設のう

及び二の施設 ち、りん酸質肥料製造業の用に供するイ、 別表第一第二十四号に掲げる施設のう ハ

二十二 別表第一第二十七号に掲げる施設のう ち、チの施設

二十四 別表第一第三十号に掲げる施設のう 十三 及びロの施設 ち、エチルアルコール製造業の用に供するイ 別表第一第二十九号に掲げる施設

二十六 一十五 別表第一第五十一号に掲げる施設のう 別表第一第四十二号に掲げる施設 別表第一第三十五号に掲げる施設 別表第一第三十二号に掲げる施設 別表第一第四十四号に掲げる施設

二に掲げる施設 別表第一第五十二号に掲げる施設 別表第一第五十八号に掲げる施設 別表第一第六十四号及び第六十四号の

号までに掲げる施設 三十三 別表第一第六十五号に掲げる施設 三十四 別表第一第六十六号の三から第六十七三十四 別表第一第六十六号の三から第六十七三十三 別表第一第六十五号に掲げる施設であ

二に掲げる施設 三十六 別表第一第六十九号及び第六十九号の三十五 別表第一第六十九号及ご第六十九号の二に掲げる施設

号の三に掲げる施設三十七 別表第一第七十一号の二及び第七十一

受られ、受引後、三十八 別表第一第七十四号に掲げる施設三十八 別表第一第七十四号に掲げる施設

一 畜産農業又はサービス業の用に供する施設別表第四(第八条関係)

ートル未満の事業場に係るものを除く。)ロ 牛房施設(牛房の総面積が一六○平方メトル未満の事業場に係るものを除く。) イ 豚房施設(豚房の総面積が四○平方メーであつて、次に掲げるもの

馬房施設(馬房の総面積が四〇〇平方メ

トル未満の事業場に係るものを除く。)

係るものを除く。) ・ 共同調理場に設置されるちゆう房施設(総一 共同調理場に設置されるちゆう房施設(総

のを除く。) のを除く。) に設置されるちゆう房施設(総床面積く。) に設置されるちゆう房施設(総床面積を) に設置されるちゅう房施設(総床面積

未満の事業場に係るものを除く。)

ゆう房施設(総床面積が一二〇平方メートル

弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するち

で、) 一下、そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店で、かり食店(次号に掲げるものを除く。)にない飲食店(次号に掲げるものを除く。)にない飲食店(次号に掲げるものを除く。)にない飲食店(次号に掲げるものを除る。)

○○平方メートル(主として漁業者又は水産九 卸売市場(水産物に係る卸売場の面積が二又は入浴施設 スは入浴施設 という房施設、洗浄施設人 病院に設置されるちゆう房施設、洗浄施設

・ スーン暦(建度ではほどでうららこうできま満の事業場に係るものを除く。)(屋内作業場の総面積が六五○平方メートル(国動車特定整備事業の用に供する洗車施設

く。)

「以下のものを除した処理対象人員が五〇人以下のものを除条第一項の表に規定する算定方法により算定を必要が、以下のものを除る。)